

仕 様 書

1 業務名

館内案内システム及び展示物解説動画閲覧システム構築等業務

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

なお、業務内容に応じ、別途履行期限を設定しているため留意すること。

3 業務概要

札幌市アイヌ文化交流センター（住所：札幌市南区小金湯27番地、以下「センター」という。）にデジタルサイネージによる館内案内システム、展示物解説動画閲覧システムを構築するため、以下の業務を実施すること。なお、別紙の物品（以下、「委託者支給備品」という。）については委託者が用意する。

(1) 委託者支給備品の組立・設置

ア システム共通

上記の委託者支給備品を組み立て、センター内の指定場所（別添）に設置し、システムの動作に必要なケーブル及び部材を用意し接続すること。

※委託者支給備品の型式等は、本件契約締結時に受託者へ通知する予定。

イ 館内案内システム

指定場所にAC100Vコンセントがない場合は、機器への電源供給に必要な配線及びAC100Vコンセント（2口）を設けること。

なお、2階エントランスに設置する大型ディスプレイ75V型2台については、2階事務所隣の分電盤から配線すること。

ウ 展示物解説動画閲覧システム

ディスプレイ55V型2台の設置にあたり、指定場所に支給備品の木製モニターフレームを組み立て壁面に固定し、フレームの指定個所にディスプレイ取り付け金具を設置、ディスプレイを取り付けること

なお、設置する壁面にACコンセント等の障害物がある場合には、モニターフレームを加工して設置すること。

また、展示物解説動画閲覧のコーナー名称表示板（幅 150mm×高さ 1500mm 程度）を設けること（木製又は金属）。設置については自立又はモニターフレームに取り付けること。

表示板の色および文字の書体については、委託者の指示にしたがうこと。

19.5 型の液晶タッチパネルモニターについては、既設のタッチパネルモニターとの入れ替えを行うこと。

(2) プログラムの構築等

ア 館内案内システム

別途支給する動画、静止画データを支給の USB メモリーに入れ、順番に繰り返し再生するように設定すること。

イ 展示物解説動画閲覧システム

委託者が別途制作委託している動画等を、受託者が用意するマイクロ SD カード等にインストールし、サイネージプレーヤーに装着のうえ、タッチパネル形式で視聴者がコンテンツを選択できる仕組みを構築すること。当該プログラムの設計概要を委託者に提出し、承諾を得てからプログラムの構築をすすめること。

なお、コンテンツ選択画面及びプログラムについては以下の点を考慮すること

- (ア) 言語選択（日本語・英語・中国語（簡体字）・ハングル）ができること。
- (イ) 解説動画コンテンツのジャンルは「食」、「儀礼」、「住」、「狩り」に分類し委託者が提供する各言語で表示すること。
- (ウ) 音声付きの動画の再生、スライドショー、音楽の再生を可能にすること。
- (エ) 動画再生中に画面に触れることでメニュー画面に戻る機能を付けること。
- (オ) 一定時間動作しない場合にスクリーンセーバー等が作動し、画面焼け等を極力防止する措置を講じ、再び画面に触れることで再起動する仕組みとすること。
- (カ) メニュー画面等は、展示室に調和するデザインとすること。
- (キ) センターの毎週の休館日（月曜日）以外の稼働時間にシステムが自動で起動・シャットダウンする仕組みを設定すること。
- (ク) 新たなコンテンツ及び関連するメニュー画面等のデータの追加、編集するための説明書を用意すること。

※映像データの納品日については、令和 5 年 3 月上旬を予定。

(3) 構築したシステム等の動作確認及び保守等

センター内の指定場所に設置したサインージシステムが正常に稼働することを確認すること。

ア 動作確認期限

【令和5年3月29日（水）17時まで】

なお、委託者と別途協議の上、詳細な日時を決定すること。

イ 操作説明、コンテンツの追加変更に関する説明を行うこと。

ウ コンテンツ及びシステム・ソフトウェアの動作、セキュリティ対策等における不具合、故障等に対し、履行期間内において保守業務を行うこと。

エ 保守等の対応については、原則、センター内で行うこと。

4 著作権等について

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果品（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の責任及び費用においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

5 その他・注意事項等

- (1) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理すること。

- (2) 本業務におけるデザインや配色にあたっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」(<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすいものとする事。
- (3) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (4) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

6 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課施設担当係 三上

電話 011-596-5961 (札幌市南区小金湯 27 番地)